

第5章 教職課程（人間開発学部のみ）

I. 履修手続き及び教員免許状の授与について

学校の教員になるためには、教員免許状が必要です。この免許状を取得するために開設されているのが教職課程です。教員免許状を取得するためには、国の定める「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行細則」に規定されたルールに従い、特定の科目の単位を履修・修得しなければなりません。

人間開発学部では免許取得に必要な科目の多くを要卒の学部専門科目として開講していますが、要卒外の自由科目として開講するものもあり、また取得を希望する免許によって、必要科目は大きく異なります。

本章の記述を熟読するのはもちろん、定期的開催される説明会・ガイダンスなどには必ず出席して、教員免許状取得のルールを理解し、計画的な履修を心がけてください。

【履修手続き】

1. 履修届

履修登録の際、取得希望教科（教職・資格欄）及び、各自が履修しようとする教職課程の科目を選んで、指定された期間に登録してください。

ただし、一定の基準（GPA など）により、履修を制限する場合があります。

2. 教職課程費納入

教職課程を受講するには授業料の他に「教職課程費」が必要です。納入時期は1年次後期及び3年次前期の2回を予定しています。納入期日、金額等については、「履修に関する説明会」及び掲示にてお知らせします。なお、一度納入された諸費用は返却しません。

3. 本課程は卒業要件に含まれる科目と要卒単位外の自由科目により構成されていますので注意してください。なお、自由科目は年次別履修制限単位の枠外となります。

【掲示】

諸手続及び伝達事項等については、たまプラーザ事務課掲示板、大学ホームページまたはK-SMAPYⅡで案内します。

【教員免許状の授与】

教員免許状は所定の単位を修得した後、各都道府県教育委員会に申請することによって授与されます。本学が発行するものではありません。なお、教育職員免許法第5条第1項第1号から第7号のいずれかに該当する者には、教員免許状は授与されません。

【教員免許状の申請方法】

1. 一括申請による授与

人間開発学部では、4年次生で卒業時に教職課程の所定の単位を修得できる見込みのある者を対象に、基礎免許、異なる学校種の副免許及び特別支援学校教諭については大学が一括して神奈川県教育委員会に申請し、教員免許状の授与を受ける制度を採用しています（同一学校種の副免許は卒業後に個人申請となります）。一括申請は4年次に申込手続きが必要となりますので、たまプラーザ事務課の指示に従ってください。この場合、教員免許状は卒業式当日に交付されます。

2. 個人申請による授与

個人で免許状の申請を行う場合には、卒業後に申請者の住所地にある都道府県教育委員会に各自で申請手続きを行い、場合によっては検定を受けることになります。

（個人申請の方法）

- ① 申請する都道府県教育委員会に問い合わせ、申請書類を受け取る。
- ② 大学の教務課・たまプラーザ事務課で修得単位等の証明を受ける。
- ③ 必要書類をそろえて教育委員会に提出する。

【科目等履修生】

学部卒業までに教員免許状を取得するための必要単位を修得できなかった場合、卒業後「科目等履修生」として登録したうえで、必要単位を修得し、免許状を取得する方法があります。希望者は大学ホームページに掲載する「科目等履修生出願要項」を確認の上、4年次の成績発表後、速やかに（3月上旬頃）に教務課・たまプラーザ事務課へ申し出てください。

Ⅱ. 取得できる教員免許状の種類及び教科

人間開発学部では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校教諭の一種免許状が取得できます。取得できる「基礎免許」の種類及び教科は、学科ごとに下表に示すとおりですが、所定の条件を満たすことにより、下表の「副免許」または「異なる学校種の副免許」、もしくは「特別支援学校教諭免許」を取得することも可能です。

適用される教育職員免許法上の条項により、必要となる科目区分や単位数は異なります。P95 以降の履修方法をよく読んで、必要な科目を履修してください。

免許の種類 学科	小学校教諭一種	幼稚園教諭一種	特別支援学校教諭一種	中学校教諭一種				高等学校教諭一種				
				保健体育	国語	英語	社会	保健体育	国語	英語	地理歴史	公民
初等教育学科	◎	◎	△	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
健康体育学科	◇	◇	△	◎		□	□	◎		□	□	□
子ども支援学科	◇	◎										

◎：基礎免許 □：副免許 ◇：異なる学校種の副免許 △：特別支援学校教諭免許

上表の「副免許」または「異なる学校種の副免許」、もしくは「特別支援学校教諭免許」の課程を受講するには、まず各自の所属学科における「基礎免許」を履修し、さらに大学によって定められた条件を満たさなければなりません。「基礎免許」を取得せずに、「副免許」または「異なる学校種の副免許」、もしくは「特別支援学校教諭免許」の課程のみを受講することはできません。受講希望者は、次ページ以降に記載された履修方法・条件をよく確認のうえで受講してください。

【基礎免許教科の取得について】

基礎免許は、各学科の専門に応じて設置されています。本学で教員免許状を取得するためには、まず基礎免許を受講しなければなりません。P95 以降に従って履修してください。

※ 基礎免許については、免許状の一括申請ができます（P90 参照）。

【副免許教科の取得について】

副免許は、他学科の科目を履修することにより、同じ学校種（中学校なら中学校、高等学校なら高等学校）の他教科の免許状を取得することができるものです。各自の所属学科の基礎免許を履修していることが受講の条件です。

例：健康体育学科の学生が「中学校の英語」を受講する場合、「中学校の保健体育」を履修していること（「高等学校の保健体育」のみでは不可）

副免許を取得する場合、基礎免許の免許状の取得が前提となりますので、修得が必要な単位は、「特別支援教育」及び、該当教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」のみとなります。

なお、「教科及び教科の指導法に関する科目」を受講する学科は指定されていますので、「Ⅶ. 『教科及び教科の指導法に関する科目』の本学での授業科目及び履修方法」の指示に従って受講してください。

副免許を取得する場合の注意事項について

1. 教員免許状の申請

副免許は一括申請できません。卒業後に個人申請してください。

2. 卒業時の免許取得

副免許を取得する場合、時間割・修得単位数の関係で、卒業までに必要単位をすべて修得できない場合があります。

3. 介護等体験

すでに実施済の場合、再度行う必要はありません（要証明書）。

【異なる学校種の副免許の取得について】

異なる学校種の副免許とは、各自の所属学科で取得できる基礎免許とは異なる学校種の免許（基礎免許が中・高なら幼・小免許、基礎免許が幼・小なら中・高免許）を指します。履修にあたっては以下の条件を満たす必要があります。

○初等教育学科の学生が、中学校・高等学校課程の受講を希望する場合

1. 小学校教諭一種（基礎免許）を履修中であること
2. 中学校・高等学校用教職課程費を納入すること

○健康体育学科の学生が、小学校・幼稚園課程の受講を希望する場合

1. 中学校教諭一種・保健体育（基礎免許）を履修中であること
2. 小学校・幼稚園用教職課程費を納入すること

○子ども支援学科の学生が、小学校課程の受講を希望する場合

1. 幼稚園教諭免許一種（基礎免許）及び保育士資格を履修中であること
2. 2年次終了までの累積 GPA が 3.00 以上であること
受講人数は10名程度、それを超える場合は GPA 上位者順に選定します
3. 小学校教職課程費を納入すること

異なる学校種の副免許を取得する場合、法令にもとづき、基礎免許を取る際に修得した「教職に関する科目」の単位の一部を流用することができます。ただし、流用できない科目の単位は再度取り直さなければなりません。（P80・81 参照）

異なる学校種の副免許を取得する場合の注意事項について

1. 卒業時の免許取得

異なる学校種の副免許を取得する場合、時間割・修得単位数の関係で、卒業までに必要単位をすべて修得できない場合があります。

2. 介護等体験

すでに実施済の場合、再度行う必要はありません（要証明書）。

3. 教育実習

異なる学校種の副免許の取得希望者は、基礎免許用の教育実習のほかにも、もう一度教育実習を行う必要があります。

（P103～105 参照）

【特別支援学校教諭免許の取得について】

特別支援学校教諭免許は、初等教育学科の科目を履修することにより、取得することを認めています。各自の所属学科の基礎免許を履修していることが受講の条件です。

特別支援学校教諭免許状について

特別支援学校教諭免許状は、特別支援教育に関する科目の単位修得状況等に応じて、1 または 2 以上の特別支援教育領域を定めて授与されます。

本学では、次の 5 つの特別支援教育領域のうち、

- ① 視覚障害者に関する教育領域
- ② 聴覚障害者に関する教育領域
- ③ 知的障害者に関する教育領域
- ④ 肢体不自由者に関する教育領域
- ⑤ 病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域

③知的障害者・④肢体不自由者・⑤病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域の一種免許状を取得することができます。

特別支援教諭を取得する場合の注意事項について

1. 卒業時の免許取得

特別支援学校教諭免許を取得する場合、時間割・修得単位数の関係で、卒業までに必要単位をすべて修得できない場合があります。

2. 教育実習

特別支援学校教諭免許の取得希望者は、基礎免許用の教育実習のほかに、特別支援教育実習（事前・事後指導を含む）を行う必要があります。

Ⅲ. 教職課程の授業科目の構成

教職課程の授業科目は教育職員免許法に則って定められています。法令上、大学において修得することを必要とする最低修得単位数をもとに、本学で定める各授業科目の必要修得単位について記します。

【基礎免許】

「教員職員免許法施行規則第 66 条の 6」に基づく本学での最低修得単位数

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低単位数	
	初等教育 健康体育	子ども支援
日本国憲法	2	2
体育	2	3
外国語コミュニケーション	2	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	2
最低修得単位数 計	8	9

「教員職員免許法第 5 条別表第 1」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格			免許状の種類				
			小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状		中学校教諭 一種免許状	高等学校 教諭 一種免許状
				初等 教育	子ども 支援		
基礎資格			学士の学位を有すること（＝卒業）				
大学において最低単位数を修得することを要する	教科及び教科の指導法に関する科目		30	--	--	28	28
	領域及び保育内容の指導法に関する科目		--	18	22	--	--
	教育の基礎的理解に関する科目		12	12	14	12	12
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		14	6	6	12	10
	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5	5	5
		教職実践演習	2	2	2	2	2
	大学が独自に設定する科目※		0	8	2	0	2
最低修得単位数 計			63	51	51	59	59

※「大学が独自に設定する科目」の詳細については、P117・118 を参照。

【副免許】

「教員職員免許法第 6 条別表第 4」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許（希望する副免許の学校種が中学校なら中学校、高等学校なら高等学校同士）を必ず取得のこと	
大 学 に お い て 修 得 す る こ と を 必 要 と す る 最 低 修 得 単 位 数	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24
	教育の基礎的理解に関する科目	2	2
	大学が独自に設定する科目※	2	—
最低修得単位数 計		30	24

※「大学が独自に設定する科目」の詳細については、P117・118 を参照。

【異なる学校種の副免許】

「教育職員免許法第5条別表第1」及び「教員職員免許法施行規則第2条第1項の付表（備考11）」又は「教員職員免許法施行規則第5条第1項の付表（備考4）」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類						
		小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状		高等学校教諭一 種免許状		
				保 体	健 育	左記 以外	保 体	健 育
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許を必ず取得のこと						
大学において 修得すること を必要とする 最低単位数	教科及び教科の指 導法に関する科目	30	--	28	28	28	24	
	領域及び保育内容 の指導法に関する 科目	--	18	--	--	--	--	
	教育の基礎的理解 に関する科目	4	4	4	4	4	4	
	道徳、総合的な学 習の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関す る科目	12 (健康 体育学 科)	10 (子ど も支援 学科)	4	10	10	8	8
	教育実習	2	3	2	2	3	2	
	教職実践演習	0	0	0	0	0	0	
	大学が独自に設定 する科目※	0	8	0	2	2	8	
最低修得単位数 計		48/46	37	44	46	45	46	

※「大学が独自に設定する科目」の詳細については、P117・118を参照。

【特別支援学校教諭免許】

「教育職員免許法第5条別表第1」及び「教員職員免許法施行規則第7条」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類
		特別支援学校教諭 一種免許状
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許を必ず取得のこと
大学において 修得すること を必要とする 最低単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2
	特別支援教育領域に関する科目	16
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	6
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3
最低修得単位数 計		27

※特別支援学校教諭免許は一括申請となりますが、申請にあたっては各自の所属する学科の基礎免許を取得していることが必要です。

IV. 「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」の本学での授業科目及び履修方法

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	単位	左記に対応する開設授業科目					
		授業科目	単位		開講 学年	備考	科目区分
			必修	選択 必修			
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2		1		共通教育科目
体育	2	スポーツ実技 A スポーツ実技 B スポーツ科学論		1 1 2	1 1 1	これら 3 科目より 2 科目選択必修※	共通教育科目
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ 英語Ⅱ 英語Ⅲ 英語Ⅳ 英語Ⅴ		2 2 2 2 2	1 2 1 1 1	これら 5 科目より 1 科目選択必修	共通教育科目
数理、データ活用及び人工 知能に関する科目又は情報 機器の操作	2	コンピュータと情報Ⅰ コンピュータと情報Ⅱ		2 2	1 1	これら 2 科目より 1 科目選択必修	共通教育科目
合計必修単位数		初等教育・健康体育学科 8 単位／子ども支援学科 9 単位					

※ 初等教育・健康体育学科は「スポーツ実技 A」「スポーツ実技 B」の 2 科目 2 単位が必修です。子ども支援学科は、「スポーツ実技 A」「スポーツ科学論」の 2 科目 3 単位が必修です。

V. 「教育の基礎的理解に関する科目等」の本学での授業科目及び履修方法

【1. 小学校教諭・幼稚園教諭（初等教育学科）】

必修科目

施行規則に定める科目区分等		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	半期	2	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	半期	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育と社会	半期	2	2・3	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と学習（幼・小）	半期	2	2・3	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズとインクルーシブ社会	半期	2	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（幼・小）	半期	2	1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法（小）	半期	2	3・4	小学校のみ必修・受講可
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の理論と方法	半期	2	3・4	小学校のみ必修・受講可
	特別活動の指導法	特別活動の理論と方法	半期	2	3・4	小学校のみ必修・受講可
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術（幼・小）	半期	2	3・4	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT 教育活用論	半期	2	1	小学校のみ必修・受講可
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導（小）	半期	2	2	小学校のみ必修・受講可
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法	半期	2	1・2	幼稚園のみ必修・受講可
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習ⅠA（事前指導）（幼・小）	半期	0	2	
		教育実習Ⅱ（幼・小）	現場実習	2	3	幼稚園・小学校参観実習
		教育実習Ⅲ（幼・小）	現場実習	2	3	幼稚園・小学校教壇実習
		教育実習ⅠB（事後指導）（幼・小）	半期	1	3	
	教職実践演習	教職実践演習	半期	2	4	
合計必修単位数		小学校 33 単位／幼稚園 25 単位				

「教育実習」の単位認定

「教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB」は、定められた受講条件を満たしていなければ履修できません。P107・108の「VI. 教育実習の履修方法について」を参照し、1年次から計画的に履修してください。「教育実習ⅠA」は2年次、「教育実習ⅠB」は3年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、3年次の教育実習ⅠB（事後指導）終了時に1単位を認定します。したがって、2年次は0単位となり、可否で成績がつきま

す。なお、教育実習ⅠＢ（事後指導）は教育実習Ⅲを行う年度に必ずペアで登録してください。また、教育実習Ⅱ（参観実習）及びⅢ（教壇実習）は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

「教育実習」の再履修

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習ⅠＢ」が不合格（Ｄ評価）となった場合、本学で再履修することはできません。詳細は、「教育実習ⅠＡ」授業時に配付される「教育実習テキスト」で確認してください。

幼稚園の教育実習を希望する場合の「教育実習ⅠＡ・ⅠＢ」の履修について

初等教育学科の学生が幼稚園の教育実習を希望する場合、事前に行われる幼稚園教育実習希望者説明会に参加し履修方法についての説明を受けること。また、説明会を経て、幼稚園教育実習を行うことが決定した場合、すでに小学校用の「教育実習ⅠＡ・ⅠＢ」を修得済もしくは履修中であっても、実習内容の性質上、子ども支援学科の「教育実習ⅠＡ・ⅠＢ」を受講しなければなりません。

【2. 中学校教諭・高等学校教諭「保健体育」（健康体育学科）】

必修科目

施行規則に定める科目区分等		本学開講科目名	開講	単位	開講 学年	摘要
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	半期	2	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	半期	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育と社会	半期	2	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と学習	半期	2	2・3	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズとインクルーシブ社会	半期	2	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（中・高）	半期	2	1	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法（中・高）	半期	2	3・4	中学校のみ必修・受講可
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間及び特別活動の理論と方法	半期	2	3・4	
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術（中・高）	半期	2	3	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICTの活用	半期	2	2	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導（中・高）	半期	2	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習ⅠA（事前指導）	前期	0	2	
		教育実習Ⅱ（中・高）※2	現場実習	2	3	中学校・高等学校参観実習
		教育実習Ⅲ（中・高）	現場実習	2	3	中学校・高等学校教壇実習
		教育実習ⅠB（事後指導）	後期	1	3	
	教職実践演習	教職実践演習	半期	2	4	
合計必修単位数		中学校 31 単位／高等学校 29 単位				

「教育実習」の単位認定

「教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB」は、定められた受講条件を満たしていなければ履修できません。P107・108「VI. 教育実習の履修方法について」を参照し、1年次から計画的に履修してください。「教育実習ⅠA」は2年次、「教育実習ⅠB」は3年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、3年次の教育実習ⅠB（事後指導）終了時に1単位を認定します。したがって、2年次は0単位となり、可否で成績がつきます。なお、教育実習ⅠB（事後指導）は教育実習Ⅲを行う年度に必ずペアで登録してください。また、教育実習Ⅱ（参観実習）及びⅢ（教壇実習）は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

「教育実習」の再履修

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習ⅠB」が不合格（D評価）となった場合、本学で再履修するこ

とはできません。詳細は、「教育実習ⅠA」授業時に配付される「教育実習テキスト」で確認してください。

【3. 幼稚園教諭（子ども支援学科）】

必修科目

施行規則に定める科目区分等		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	半期	2	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	半期	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育と社会	半期	2	3・4	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と学習（幼）	半期	2	1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズとインクルーシブ社会	半期	2	2・3	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（幼）	半期	2	2	
		保育方法論	半期	2	3	
等指導に、道徳、法、教育に関する科目を相対的に導く	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（幼）	半期	2	3・4	
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法	半期	2	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	半期	2	3・4	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習ⅠA（事前指導）（幼）	半期	0	2	
		教育実習Ⅱ（幼）	現場実習	2	3	幼稚園参観実習
		教育実習Ⅲ（幼）	現場実習	2	3	幼稚園教壇実習
		教育実習ⅠB（事後指導）（幼）	半期	1	3	
	教職実践演習	教職実践演習	半期	2	4	
合計必修単位数		27 単位				

「教育実習」の単位認定

「教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB」は、定められた受講条件を満たしていなければ履修できません。P107・108の「Ⅵ. 教育実習の履修方法について」を参照し、1年次から計画的に履修してください。「教育実習ⅠA」2年次、「教育実習ⅠB」は3年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、3年次の「教育実習ⅠB」終了時に1単位を認定します。したがって、2年次は0単位となり、合否で成績がつきます。なお、「教育実習ⅠB」は「教育実習Ⅲ」を行う年度に必ずペアで登録してください。また、教育実習Ⅱ（参観実習）及びⅢ（教壇実習）は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

「教育実習」の再履修

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習ⅠB」が不合格（D評価）となった場合、本学で再履修することはできません。詳細は、「教育実習ⅠA」授業時に配付される「実習の手引き」で確認してください。

【4. 副免許（中学校・高等学校）（健康体育学科）】

必修科目※

施行規則に定める科目区分等		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	半期	2	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	半期	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育と社会	半期	2	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と学習	半期	2	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	半期	2	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（中・高）	半期	2	2	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等の指導法	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法（中・高）	半期	2	3	中学校のみ必修・受講可
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間及び特別活動の理論と方法	半期	2	3	
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術（中・高）	半期	2	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICTの活用	半期	2	2	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導（中・高）	半期	2	3	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習ⅠA（事前指導）	前期	0	3	
		教育実習Ⅱ（中・高）	現場実習	2	3・4	中学校のみ必修・受講可 中学校参観実習
		教育実習Ⅲ（中・高）	現場実習	2	4	中学校・高等学校教壇実習
		教育実習ⅠB（事後指導）	後期	1	4	
	教職実践演習	教職実践演習	半期	2	4	
合計必修単位数		中学校 2 単位／高等学校 2 単位				

※ 背景色のついている科目は、基礎免許の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

【5. 異なる学校種の副免許（中学校・高等学校）（初等教育学科）】

必修科目※

施行規則に定める科目区分等		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	半期	2	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	半期	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育と社会	半期	2	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と学習	半期	2	2・3	保健体育（中学校・高等学校）のみ必修・受講可
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	半期	2	2	国語・英語・社会（中学校）及び国語・英語・地理歴史・公民（高等学校）のみ必修・受講可
		特別な教育的ニーズとインクルーシブ社会	半期	2	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（中・高）	半期	2	1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法（中・高）	半期	2	3・4	中学校のみ必修・受講可
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間及び特別活動の理論と方法	半期	2	3・4	
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術（中・高）	半期	2	3	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICTの活用	半期	2	1	初等教育学科生は「ICT教育活用論」を修得することで充当可
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導（中・高）	半期	2	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（中・高）	半期	2	3	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習ⅠA（事前指導）	前期	0	2	保健体育（高等学校）のみ必修・受講可
		教育実習Ⅱ（中・高）	現場実習	2	3	中学校・高等学校参観実習 保健体育（高等学校）以外は事前事後指導を含む
		教育実習Ⅲ（中・高）	現場実習	2	3	中学校・高等学校教壇実習
		教育実習ⅠB（事後指導）	後期	1	3	保健体育（高等学校）のみ必修・受講可
	教職実践演習	教職実践演習	半期	2	4	
合計必修単位数		中学校 16 単位 高等学校（保健体育） 15 単位／高等学校（保健体育以外） 14 単位				

※ 背景色のついている科目は、基礎免許の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

☆ 異なる学校種の副免許の取得に係る教育実習について（教育実習の単位認定）

異なる学校種の副免許を取得するためには「教育実習Ⅱ」（＝2週間以上の実習）が必須です。基礎免許ですでに「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）の場合も、再度2週間以上の実習が必要となります。

す。異なる学校種の副免許取得を希望する学生は、実習に参加する前年度までに、基礎免許の教育実習と同様、実習校との交渉を各自で進めておいてください。

また、「高等学校教諭・保健体育」を取得する場合には、「教育実習Ⅱ」に加えて「教育実習ⅠA（事前指導）」及び「教育実習ⅠB（事後指導）」の単位を基礎免許用とは別に修得する必要があります。

【6. 異なる学校種の副免許（幼稚園・小学校）（健康体育学科）】

必修科目※

施行規則に定める科目区分等			本学開講科目名	開講	単位	開講 学年	摘要
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項						
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	半期	2	1		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	半期	2	1		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育と社会	半期	2	2・3		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と学習（幼・小）	半期	2	2・3		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズとインクルーシブ社会	半期	2	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（幼・小）	半期	2	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法（小）	半期	2	3・4	小学校のみ必修・受講可	
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の理論と方法	半期	2	3・4	小学校のみ必修・受講可	
	特別活動の指導法	特別活動の理論と方法	半期	2	3・4	小学校のみ必修・受講可	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（幼・小）	半期	2	3・4		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT 教育活用論	半期	2	2	小学校のみ必修・受講可 健康体育学科生は基礎免許の「ICT の活用」を修得することで充当可	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導（小）	半期	2	2	小学校のみ必修・受講可	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法	半期	2	1・2	幼稚園のみ必修・受講可	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（幼・小）	半期	2	3	小学校のみ必修・受講可	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習ⅠA（事前指導）（幼・小）	半期	0	2	幼稚園のみ必修・受講可	
		教育実習Ⅱ（幼・小）	現場実習	2	3	幼稚園・小学校参観実習 小学校のみ事前事後指導を含む	
		教育実習Ⅲ（幼・小）	現場実習	2	3	幼稚園・小学校教壇実習	
		教育実習ⅠB（事後指導）（幼・小）	半期	1	3	幼稚園のみ必修・受講可	
	教職実践演習	教職実践演習	半期	2	4		
合計必修単位数			小学校 18 単位／幼稚園 11 単位				

※ 背景色のついている科目は、基礎免許の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

【6. 異なる学校種の副免許（小学校）（子ども支援学科）】

必修科目※

施行規則に定める科目区分等		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	半期	2	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	半期	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育と社会	半期	2	2・3	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と学習（幼・小）	半期	2	2・3	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズとインクルーシブ社会	半期	2	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（幼・小）	半期	2	1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法（小）	半期	2	3・4	
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の理論と方法	半期	2	3・4	
	特別活動の指導法	特別活動の理論と方法	半期	2	3・4	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（幼・小）	半期	2	3・4	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT 教育活用論	半期	2	2	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導（小）	半期	2	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習ⅠA（事前指導）（幼・小）	半期	0	2	
		教育実習Ⅱ（幼・小）	現場実習	2	3	小学校参観実習 事前事後指導を含む
		教育実習Ⅲ（幼・小）	現場実習	2	3	小学校教壇実習
		教育実習ⅠB（事後指導）（幼・小）	半期	1	3	
	教職実践演習	教職実践演習	半期	2	4	
合計必修単位数		小学校 16 単位				

※ 背景色のついている科目は、基礎免許の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

★ 異なる学校種の副免許の取得に係る教育実習について（教育実習の単位認定）

異なる学校種の副免許を取得するためには「教育実習Ⅱ」（＝2週間以上の実習）が必須です。基礎免許ですでに「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）の場合も、再度2週間以上の実習が必要となります。異なる学校種の副免許取得を希望する学生は、実習に参加する前年度までに、基礎免許の教育実習と同様、実習校との交渉を各自で進めておいてください。

また、幼稚園教諭の免許取得を希望する場合には、「教育実習Ⅱ」に加えて「教育実習ⅠA（事前指導）」及び「教育実習ⅠB（事後指導）」の単位を基礎免許用とは別に修得する必要があります。

【7. 特別支援学校教諭を取得する場合（初等教育学科・健康体育学科）】

必修科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講 学年
特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育総論	半期	2	1
特別支援教育領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理	集中	2	2
		肢体不自由児の心理・生理・病理	半期	2	2
		病弱児の心理・生理・病理	半期	2	2
		障害児の生理・病理	集中	2	2
	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	知的障害児の教育	半期	2	2
		肢体不自由児の教育	半期	2	2
		病弱児の教育	集中	2	2
		障害児指導法	半期	2	3
免許状に定められ ることとなる特別 支援教育領域以外 の領域に関する科 目	・心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び 病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指 導法に関する科目	発達障害児教育総論	集中	2	2
		聴覚障害児教育総論	半期	2	2
		視覚障害児教育総論	半期	2	2
	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒についての教育実習	特別支援教育実習（事前指導）	半期	3	3
		特別支援教育実習（事後指導）	半期		4
		特別支援教育実習	半期		4
合計必修単位数		27 単位			

※開講時期について、「集中」（サマーセッション・スプリングセッション等の集中講義）にて実施する科目があるため、履修の際には十分に注意してください。

Ⅵ. 教育実習の履修方法について

【取得希望免許ごとに必要な教育実習】

取得希望免許状	履修が必要な教育実習科目	現場実習期間	単位	介護等体験※
小学校のみ	教育実習ⅠＡ・Ⅱ・Ⅲ・ⅠＢ	3週間または4週間	5	7日間
中学校のみ	教育実習ⅠＡ・Ⅱ・Ⅲ・ⅠＢ	3週間または4週間	5	7日間
高等学校（保健体育）のみ	教育実習ⅠＡ・Ⅱ・Ⅲ・ⅠＢ	3週間または4週間	5	
幼稚園のみ	教育実習ⅠＡ・Ⅱ・Ⅲ・ⅠＢ	3週間または4週間	5	

※ 介護等体験についてはP119「Ⅸ. 介護等体験について」を参照してください。

【授業科目の構成及び履修条件】

小学校課程

科目名	開講年次	認定 単位数	履修（参加）条件
教育実習ⅠＡ （幼・小）	2年前期 （事前指導）	－	「教職論」2単位を修得または履修していること。
教育実習Ⅱ （幼・小）	3年 （参観実習）※	2	当該科目を履修する前年度までに以下の条件を満たしていること。 ア）「教育課程論」「教育の原理」「教職論」の3科目6単位を修得していること イ）「初等科教育法」及び「発達と学習」の中から4科目8単位以上を修得していること ウ）「教育実習ⅠＡ」に合格していること。
教育実習Ⅲ （幼・小）	3年 （教壇実習）※	2	「教育実習Ⅱ」と同じ。
教育実習ⅠＢ （幼・小）	3年後期 （事後指導）	1	「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」を履修していること。

※ 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

中学校・高等学校課程 保健体育免許

科目名	開講年次	認定単位数		履修（参加）条件
		中一種	高一種	
教育実習ⅠＡ	2年後期 （事前指導）	－	－	ア）「教職論」「教育の原理」「教育課程論」「教育と社会」「運動学」「生理学」のうち3科目6単位以上を修得していること イ）「体育科教育法Ⅰ」「保健科教育法Ⅰ」の2科目4単位を修得していること。
教育実習Ⅱ （中・高）	3年 （参観実習）※	2		当該科目を履修する前年度までに以下の条件を満たしていること。 ア）「教職論」2単位を修得していること。 イ）「体育科教育法Ⅱ」「保健科教育法Ⅱ」の2科目4単位を修得していること。 ウ）「教育実習ⅠＡ」に合格していること。
教育実習Ⅲ （中・高）	3年 （教壇実習）※	2	2	「教育実習Ⅱ」と同じ。
教育実習ⅠＢ	3年後期 （事後指導）	1	1	「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」を履修していること。

※ 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

※ 教育実習は、基礎免許教科で行うことを原則とします。

幼稚園課程：初等教育学科

科目名	開講年次	認定 単位数	履修（参加）条件
教育実習ⅠA （幼・小）	2年後期 （事前指導）	－	「教職論」2単位を修得または履修していること。
教育実習Ⅱ （幼・小）	3年後期 （主として参観 実習）※	2	2年次後期終了までに、 ア）「教育の原理」「教育課程論」のうち、1科目2単位以上を修得していること。 イ）保育内容の指導に関する科目6科目のうち2科目4単位以上を修得していること。 ウ）「教育実習ⅠA」を履修していること。
教育実習Ⅲ （幼・小）	3年後期 （参観及び教壇 実習）※	2	3年次前期終了までに、 ア）「教育の原理」「発達と学習」「教育と社会」の3科目6単位を修得または履修していること。 イ）2年次後期の「教育実習ⅠA」に合格していること。 ウ）「保育内容の指導法」6科目のうち3科目6単位以上を修得していること。 エ）「教育実習Ⅱ」を履修、または修得していること。
教育実習ⅠB （幼・小）	3年前・後期 （事後指導）	1	履修条件は「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」と同じ。

※ 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

幼稚園課程：子ども支援学科

科目名	開講年次	認定 単位数	履修（参加）条件
教育実習ⅠA （幼）	2年後期 （事前指導）	－	「教育の原理」2単位を修得していること。
教育実習Ⅱ （幼）	3年前後 （主として参観 実習）※	2	ア）「教職論」「教育課程論」のうち、1科目2単位以上を修得していること。 イ）2年次開講の「保育内容の指導法」4科目のうち2科目4単位以上を修得していること。 ウ）2年次開講の「教育実習ⅠA」に合格していること。
教育実習Ⅲ （幼）	3年前後 （参観及び教壇 実習）※	2	ア）「教職論」「教育課程論」のうち、1科目2単位以上を修得していること。 イ）2年次開講の「保育内容の指導法」4科目のうち2科目4単位以上を修得していること。 ウ）「教育実習Ⅱ」を履修、または修得していること。
教育実習ⅠB （幼）	3年前・後期 （事後指導）	1	履修条件は「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」と同じ。

※ 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

特別支援学校教諭課程

特別支援学校教諭一種免許状の取得希望者は、基礎免許用の教育実習のほかに、「特別支援教育実習」（事前・事後指導を含む）を行う必要があります。

「特別支援教育実習」を受講するにあたっては、「特別支援教育総論」（1年次開講）2単位を遅くとも2年次終了までに必ず修得した上で、「知的障害児の教育」（2年次開講）「肢体不自由児の教育」（2年次開講）「病弱児の教育」（2年次開講）「障害児指導法」（3年次開講）のうち3科目6単位を履修している必要があります。そのうえで、3年次の後期に開講する「特別支援教育実習（事前指導）」の履修が求められます。

VII. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

各教科の指導法の開講学年について

- ・教科教育法（2 年次開講）は、以下の科目です。

国語科教育法ⅠA・ⅠB、英語科教育法ⅠA・ⅠB、社会科教育法Ⅰ・Ⅱ、体育科教育法Ⅰ・Ⅱ、保健科教育法Ⅰ・Ⅱ、初等科教育法各科目（※）

- ・教科教育法（3 年次開講）は、以下の科目です。

国語科教育法ⅡA・ⅡB、書道科教育法Ⅰ・Ⅱ、英語科教育法ⅡA・ⅡB、地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱ、公民科教育法Ⅰ・Ⅱ

※初等科教育法各科目については 2 年次開講。ただし、初等教育学科学生は学籍番号指定により、2 年次履修者と 3 年次履修者に分かれる場合があります（各科目により異なる）。

【小学校一種】※ 1・2

施行規則に定める 科目区分等		初等教育学科		履修方法等	
科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	左記に対応する開設授業科目			
		授業科目	単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語 (書写を含む。)	◎国語概説 児童文学	2 2	計 10 単位 以上
		社会	社会科概説	2	
		算数	算数概説	2	
		理科	理科概説	2	
		生活	生活科概説	2	
		音楽	音楽概説	2	
		図画工作	図工概説	2	
		家庭	家庭科概説	2	
		体育	体育概説	2	
	外国語	外国語概説	2		
	各教科の指導法(情報通信技術及び教材の活用を含む。)	国語 (書写を含む。)	◎初等科教育法 (国語)	2	計 20 単位
		社会	◎初等科教育法 (社会)	2	
		算数	◎初等科教育法 (算数)	2	
		理科	◎初等科教育法 (理科)	2	
		生活	◎初等科教育法 (生活)	2	
		音楽	◎初等科教育法 (音楽)	2	
		図画工作	◎初等科教育法 (図工)	2	
		家庭	◎初等科教育法 (家庭)	2	
		体育	◎初等科教育法 (体育)	2	
		外国語	◎初等科教育法 (外国語)	2	

※1 ◎：必修科目

※2 健康体育・子ども支援学科の学生が取得しようとする場合は、初等教育学科の欄より科目を履修してください。

【幼稚園一種】 ※ 1・2

施行規則に定める科目区分等			初等教育学科		履修方法等
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	左記に対応する開設授業科目		
			授業科目	単位数	
領域に関する専門的事項		国語	◎国語概説	2	計 6 単位以上
		算数	算数概説	2	
		生活	生活科概説	2	
		音楽	音楽概説	2	
		図画工作	図工概説	2	
		体育	体育概説	2	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		◎保育内容総論	2	計 12 単位
			◎保育内容（健康）	2	
			◎保育内容（人間関係）	2	
			◎保育内容（環境）	2	
			◎保育内容（言葉）	2	
			◎保育内容（表現）	2	

施行規則に定める科目区分等			子ども支援学科		履修方法等
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	左記に対応する開設授業科目		
			授業科目	単位数	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	◎幼児と健康	2	計 10 単位
		人間関係	◎幼児と人間関係	2	
		環境	◎幼児と環境	2	
		言葉	◎幼児と言葉	2	
		表現	◎幼児と表現	2	
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		◎保育内容総論	2	計 12 単位
			◎保育内容（健康）	2	
			◎保育内容（人間関係）	2	
			◎保育内容（環境）	2	
			◎保育内容（言葉）	2	
			◎保育内容（表現）	2	

※1 ◎：必修科目

※2 健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、初等教育学科の欄より科目を履修してください。

【保健体育（中学校一種・高等学校一種）】※ 1・2

施行規則に定める 科目区分等		健康体育学科		履修方法等		
科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	左記に対応する開設授業科目				
		授業科目	単位数			
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する専門的 事項	体育実技	△運動方法基礎実習球技系Ⅰ	1	1 単位以上	各事項から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位以上
			△運動方法基礎実習球技系Ⅱ	1		
			△運動方法基礎実習球技系Ⅲ	1	1 単位以上	
			△運動方法基礎実習球技系Ⅳ	1		
			◎運動方法基礎実習球技系Ⅴ	1		
			◎運動方法基礎実習表現系Ⅰ	1		
			◎運動方法基礎実習表現系Ⅱ	1		
			◎運動方法基礎実習表現系Ⅲ	1		
			◎運動方法基礎実習表現系Ⅳ	1		
			◎運動方法基礎実習表現系Ⅴ	1		
		△運動方法基礎実習武道系Ⅰ	1	1 単位以上		
		△運動方法基礎実習武道系Ⅱ	1			
		△運動方法基礎実習武道系Ⅲ	1			
		「体育原理、体育心理学、 体育経営管理学、 体育社会学、体育史」・ 運動学（運動方法学を 含む。）	△体育原理	2	2 単位以上	
			△スポーツ心理学	2		
			△体育スポーツ経営学	2		
			△体育社会学	2		
			△スポーツ史	2		
		◎運動学	2			
		生理学（運動生理学を 含む。）	◎生理学	2	2 単位以上	
コンディショニング	2					
衛生学・公衆衛生学	◎衛生学・公衆衛生学	2	2 単位以上			
	保健社会学	2				
	健康管理論	2				
学校保健（小児保健、 精神保健、学校安全及 び救急処置を含む。）	◎学校保健	2	2 単位以上			
	メンタルヘルス	2				
各教科の指導法（情報通信 技術の活用を含む。）	◎体育科教育法Ⅰ	2	計 8 単位			
	◎体育科教育法Ⅱ	2				
	◎保健科教育法Ⅰ	2				
	◎保健科教育法Ⅱ	2				

※1 ◎：必修科目 △：選択必修科目（「運動方法基礎実習球技系Ⅰ・Ⅱ」「運動方法基礎実習球技系Ⅲ・Ⅳ」「運動方法基礎実習武道系Ⅰ～Ⅲ」「体育原理・スポーツ心理学・体育スポーツ経営学・体育社会学・スポーツ史」の各区分の中で、それぞれ1科目以上修得すること）

※2 初等教育学科の学生が取得しようとする場合は、健康体育学科の欄より科目を履修してください。

【国語（中学校一種・高等学校一種）】 ※ 1・2

施行規則に定める 科目区分等		日本文学科		履修方法等		
科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	左記に対応する開設授業科目				
		授業科目	単位数			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学 (音声言語及び 文章表現に関 するものを含 む。)	◎日本語学概説Ⅰ ◎日本語学概説Ⅱ 日本語史Ⅰ 日本語史Ⅱ 言語学概論Ⅰ 言語学概論Ⅱ 日本語音声学Ⅰ 日本語音声学Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2	各事項から それぞれ 1単位以上 計20単位以上 (ただし高等学校 を取得するものは 書道を含めず 計20単位以上を 取得すること。)	
		国文学 (国文学史を含 む。)	◎日本文学概説Ⅰ ◎日本文学概説Ⅱ △日本文学史Ⅰ △日本文学史Ⅱ △日本時代文学史Ⅰ △日本時代文学史Ⅱ 伝承文学史Ⅰ 伝承文学史Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2		
		漢文学	◎漢文学概説	2		
		書道(書写を中 心とする。)	◎書道Ⅰ (中学校のみ必修・受講可) ◎書道Ⅱ (中学校のみ必修・受講可)	2 2		
		各教科の指導法(情 報通信技術の活用を 含む。)	◎国語科教育法ⅡA ◎国語科教育法ⅡB ○国語科教育法ⅠA ○国語科教育法ⅠB	2 2 2 2		中学校 計8単位 高等学校 計4単位

※1 ◎：必修科目 ○：中学校は必修科目、高等学校は選択科目 △：選択必修科目（1科目以上修得すること）

※2 初等教育学科の学生が取得しようとする場合は、日本文学科の欄より科目を履修してください。

【英語（中学校一種・高等学校一種）】 ※ 1・2

施行規則に定める 科目区分等		外国語文化学科		履修方法等	
科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	左記に対応する開設授業科目			
		授業科目	単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	◎英米語概論Ⅰ ◎英米語概論Ⅱ	2 2	計 20 単位
		英語文学	◎外国文学Ⅰ（英） ◎外国文学Ⅱ（米）	2 2	
		英語コミュニケーション	◎英語コミュニケーション演習 A	2	
			◎英語コミュニケーション演習 B	2	
			◎英語展開演習 A	2	
			◎英語展開演習 B	2	
		異文化理解	◎英米地域文化論Ⅰ ◎英米地域文化論Ⅱ	2 2	
			各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎英語科教育法ⅡA ◎英語科教育法ⅡB ○英語科教育法ⅠA ○英語科教育法ⅠB	

※1 ◎：必修科目 ○：中学校は必修科目、高等学校は選択科目

※2 初等教育・健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、外国語文化学科の欄より科目を履修してください。

【社会（中学校一種）】 ※ 1・2

施行規則に定める 科目区分等		哲学科		履修方法等
科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	左記に対応する開設授業科目		
		授業科目	単位数	
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する専門的 事項	◎日本史概論Ⅰ	2	各事項から それぞれ 2 単位以上 計 20 単位以上
		日本史概論Ⅱ	2	
		◎東洋史概論Ⅰ	2	
		東洋史概論Ⅱ	2	
		◎西洋史概論Ⅰ	2	
	西洋史概論Ⅱ	2		
	◎人文地理学	2		
	◎自然地理学	2		
	◎地誌学	2		
	「法学、政治学」	△憲法ⅠA	2	
憲法ⅠB	2			
△政治学概論	2			
国際政治A	2			
国際政治B	2			
「社会学、経済学」	△社会学A	2		
社会学B	2			
△社会経済学	2			
社会保障論	2			
「哲学、倫理学、宗教学」	△哲学概論A	2		
	哲学概論B	2		
	△倫理学A	2		
	倫理学B	2		
	△宗教学Ⅰ	2		
	宗教学Ⅱ	2		
	西洋哲学史ⅠA	2		
	西洋哲学史ⅠB	2		
	西洋哲学史ⅡA	2		
	西洋哲学史ⅡB	2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎社会科教育法Ⅰ	2	計 8 単位以上	
	◎社会科教育法Ⅱ	2		
	△地理歴史科教育法Ⅰ	2		
	△地理歴史科教育法Ⅱ	2		
	△公民科教育法Ⅰ	2		
	△公民科教育法Ⅱ	2		

※1 ◎：必修科目 △：選択必修科目（各事項の中で1科目以上修得すること。ただし、「各教科の指導法」については、「地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱ」2科目または「公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」2科目のいずれかを修得すること）

※2 初等教育・健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、哲学科の欄より科目を履修してください。

【地理歴史（高等学校一種）】 ※ 1・2

施行規則に定める 科目区分等			史学科		履修方法等
科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	左記に対応する開設授業科目			
		授業科目	単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	◎日本史概論Ⅰ	2	各事項から それぞれ 2 単位以上 計 20 単位以上
			日本史概論Ⅱ	2	
			日本時代史Ⅰ	2	
			日本時代史Ⅱ	2	
			日本時代史Ⅲ	2	
			日本時代史Ⅳ	2	
			日本時代史Ⅴ	2	
			日本時代史Ⅵ	2	
			日本時代史Ⅶ	2	
			日本時代史Ⅷ	2	
		外国史	◎東洋史概論Ⅰ	2	
			東洋史概論Ⅱ	2	
			◎西洋史概論Ⅰ	2	
			西洋史概論Ⅱ	2	
			東洋地域史Ⅰ	2	
			東洋地域史Ⅱ	2	
			東洋地域史Ⅲ	2	
			東洋地域史Ⅳ	2	
			西洋地域史Ⅰ	2	
			西洋地域史Ⅱ	2	
		西洋地域史Ⅲ	2		
		西洋地域史Ⅳ	2		
		人文地理学・ 自然地理学	◎人文地理学	2	
			◎自然地理学	2	
		地誌	◎地誌学	2	
	各教科の指導法 (情通信技術の活用を含む。)	◎地理歴史科教育法Ⅰ	2	計 4 単位	
		◎地理歴史科教育法Ⅱ	2		
		社会科教育法Ⅰ	2		
		社会科教育法Ⅱ	2		

※1 ◎：必修科目

※2 初等教育・健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、史学科の欄より科目を履修してください。

【公民（高等学校一種）】 ※ 1・2

施行規則に定める 科目区分等		哲学科		履修方法等	
科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	左記に対応する開設授業科目			
		授業科目	単位数		
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	△憲法ⅠA 憲法ⅠB △政治学概論 国際政治A 国際政治B	2 2 2 2 2	
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	△社会学A 社会学B △社会経済学 社会保障論	2 2 2 2	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	△哲学概論A 哲学概論B △倫理学A 倫理学B △宗教学Ⅰ 宗教学Ⅱ △心理学A 心理学B 西洋哲学史ⅠA 西洋哲学史ⅠB 西洋哲学史ⅡA 西洋哲学史ⅡB	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎公民科教育法Ⅰ ◎公民科教育法Ⅱ 社会科教育法Ⅰ 社会科教育法Ⅱ	2 2 2 2	
					各事項から それぞれ 2 単位以上 計 20 単位以上
			計 4 単位		

※1 ◎：必修科目 △：選択必修科目（各事項の中で1科目以上修得すること）

※2 初等教育・健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、哲学科の欄より科目を履修してください。

VII. 「大学が独自に設定する科目」の本学での授業科目及び履修方法（小学校・中高保健体育・幼稚園）

教員免許法施行規則には「大学が独自に設定する科目」の区分があります。

この区分の最低必要単位数は、本学では小学校 0 単位、中学校（保健体育）0 単位、高等学校（保健体育）2 単位、幼稚園 8 単位（子ども支援学科生は 2 単位）です。本学では、以下のとおり、「大学が独自に設定する科目」を開講しています。

小学校

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2

中学校（保健体育）

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2
ボランティアと社会参加	2

高等学校（保健体育）

授業科目	単位数
道徳教育の理論と方法（中・高）	2
ボランティアと社会参加	2
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2

幼稚園

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
幼児教育史	2
臨床発達心理	2

【大学が独自に設定する科目の充当方法】

※ 必ずしも①②の各分野から充当する必要はありません。

高等学校 ①+② = 2 単位

- ① 「大学が独自に設定する科目」の選択科目の修得単位数
- ② 「教科に関する専門的事項」のうちの最低修得単位数を超えて修得した単位数

幼稚園 ①+② = 8 単位（子ども支援学科生は①より 2 単位）

- ① 「大学が独自に設定する科目」の選択科目の修得単位数
- ② 「領域に関する専門的事項」のうちの最低修得単位数を超えて修得した単位数

「大学が独自に設定する科目」の本学での授業科目及び履修方法（小学校・中高保健体育・幼稚園以外の教職課程）

中高保健体育・小学校・幼稚園以外の教職課程のこの区分の最低修得単位数は、本学では中学校 2 単位、高等学校 8 単位必要です。本学では、以下のとおり、「大学が独自に設定する科目」を開講しています。

中学校※

授業科目	単位数
◎ボランティアと社会参加	2
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2

※ ◎：必修科目

高等学校

授業科目	単位数
道徳教育の理論と方法（中・高）	2
ボランティアと社会参加	2
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2

【大学が独自に設定する科目の充当方法】

中学校 ① = 2 単位

- ① 「ボランティアと社会参加」

高等学校 ①+②+③ = 8 単位※（健康体育学科学生は不要）

- ① 「大学が独自に設定する科目」の選択科目の修得単位数
- ② 「教科に関する専門的事項」のうちの最低修得単位数を超えて修得した単位数
- ③ 「各教科の指導法」の選択科目の修得単位数

※ 必ずしも①②③の各分野から充当する必要はありません。

Ⅸ. 介護等体験について

【介護等体験とは】

小学校及び中学校教員免許状の申請の際には、介護等体験特例法に基づく介護等体験に関する証明書の添付が義務付けられています。

この法律は「義務教育に従事する教員が個人の尊厳および社会連携の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者や、高齢者等に対する介護、介助や、これらの人達との交流等の体験を行わせること。」を目的としています。

【介護等体験の内容】

いわゆる介護、介助のほか、障害者や高齢者等との話し相手、散歩の付き添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接に接するわけではないが、受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受け入れ施設の種類、業務の内容・状況に応じ、幅広い体験が考えられる、とされています。

【受入施設と体験期間】

- | | |
|----------------------------------|--------|
| ① 特別支援学校 | 2 日間 |
| ② 社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設等） | 5 日間 |
| | 計 7 日間 |

【介護等体験申し込み手続き】

介護等体験は卒業までに体験すればよいのですが、3 年次以降は教育実習があること等を考慮し、2 年生のときに体験することを原則としています。

具体的には、1 年次（体験の前年度）に数回のガイダンス（人間開発学部では事前指導会）を行い、その中で申込み手続きが行われます。このガイダンスに、全回出席しなければ翌年度、介護等体験に参加することはできません。小・中学校教員免許状取得希望者はお知らせメール・掲示に注意し、必ずガイダンスを受けてください。

なお、ガイダンスとは別に『特別な教育的ニーズとインクルーシブ社会』（1 年次開講・2 単位）を体験に参加する前年に受講し修得しなければなりません。修得して初めて「介護等体験」に参加する資格を得ることになります。また、2 年次（体験実施年）にもガイダンスがあり、全回出席しなければなりません。

※1 特別支援学校及び社会福祉施設への受け入れ依頼は大学が一括して行い、体験先及び期間が配当されます。

※2 「セメスター留学」に参加する学生は、2 年次初回ガイダンス時までに申し出てください。

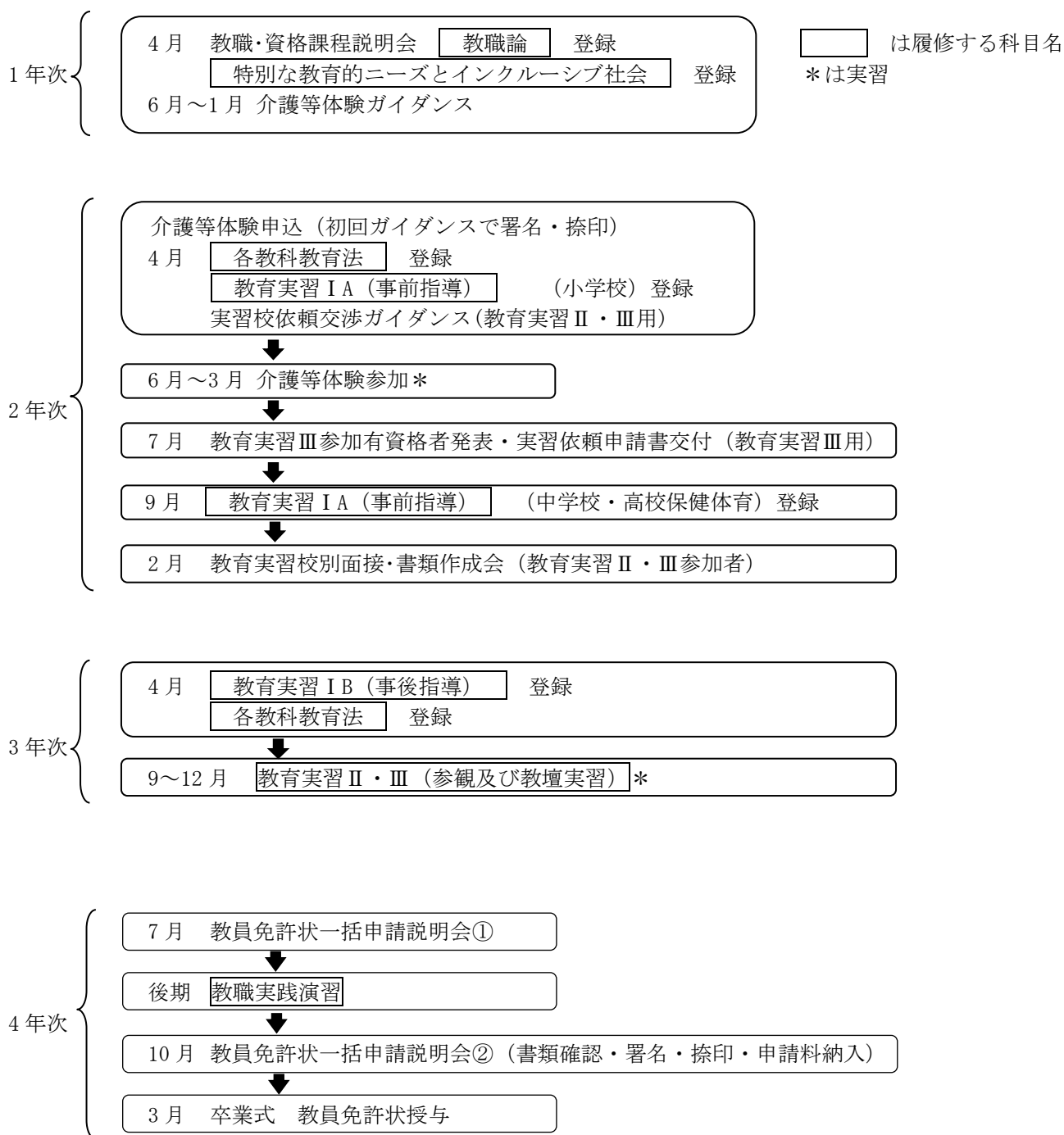
【介護等体験を必要としない人】

小・中学校教諭免許状取得希望者で下記に該当する方は、事前にたまプラーザ事務課に申し出てください。

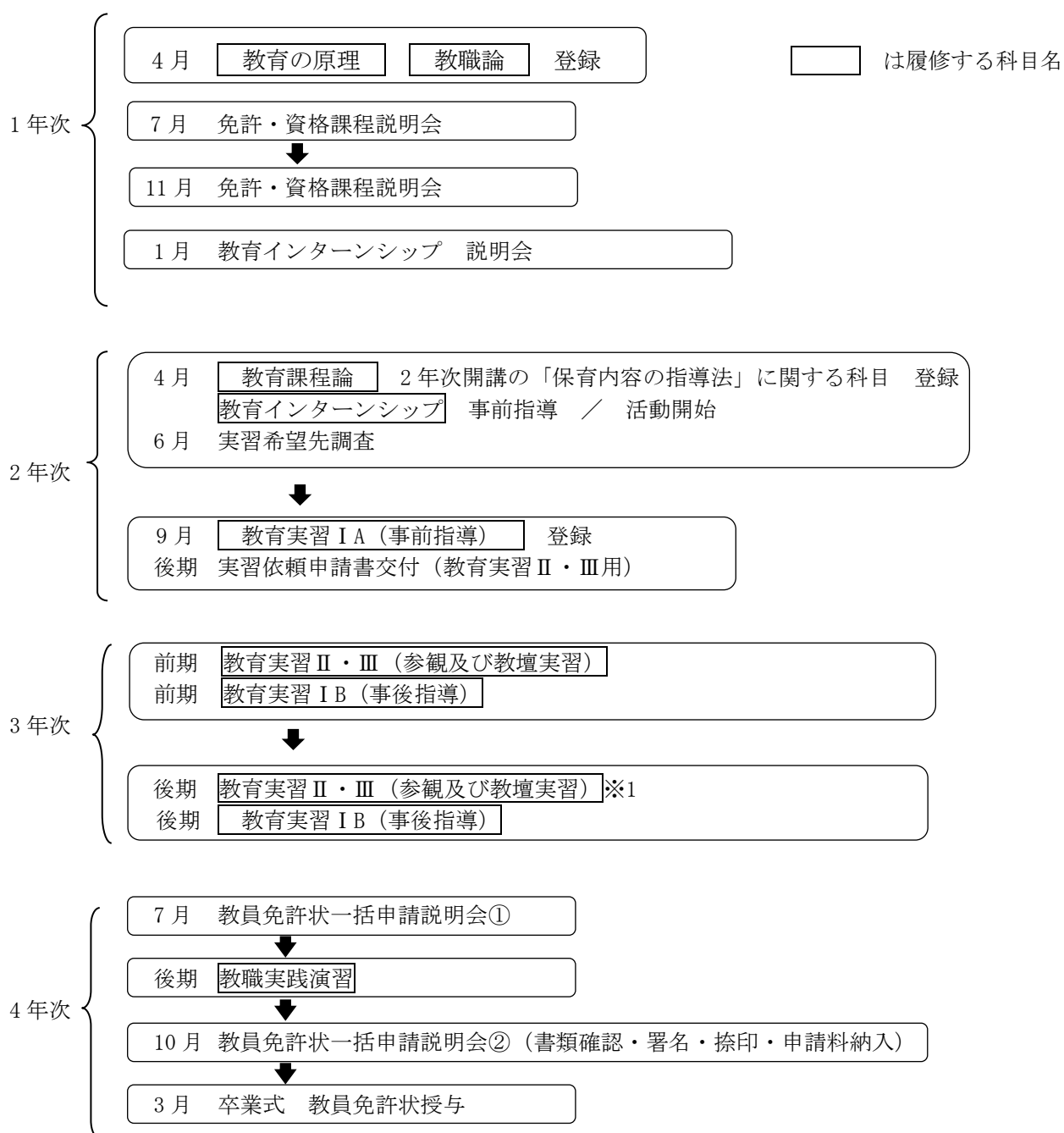
- 平成 10 年 3 月 31 日以前に小学校及び中学校の教諭の普通免許状を授与された者、及び同日現在から継続して大学・大学院に正規課程の学生として在学中の者。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校の教員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士のいずれかの免許を受けている者。社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する者。
- 身体障害者手帳に、障害の程度が 1 級から 6 級である者として記載されている者。

X. 教育職員免許状取得までの主な行事予定

【教育実習を3年次にすべて行う場合（小学校及び中学校・高校の保健体育免許状取得希望者のみ）】



【幼稚園免許状取得希望者が教育実習を行う場合（子ども支援学科のみ）】



※1 前期 1 週プラス 3 週の実習を受け入れてもらえない公立園などで実習する場合は、後期 4 週連続で行います。